

岩手県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営次丸地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成27年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市江刺区玉里字朝日野	45番1	田	田	1,951	770
奥州市江刺区玉里字稻荷崎	10番1	〃	〃	1,438	190
〃	70番5	〃	〃	553	190
〃	72番1	〃	〃	1,105	690
〃	76番3	〃	〃	1,094	360
〃	81番1	〃	〃	1,036	600
〃	132番2	〃	〃	704	630
〃	137番2	〃	〃	1,196	910
〃	139番1	〃	〃	1,611	150
〃	157番6	〃	〃	272	110
奥州市江刺区玉里字熊野	3番	〃	〃	745	40
〃	22番1	〃	〃	687	60
〃	40番	〃	〃	992	270
〃	41番1	〃	〃	740	390
〃	45番3	〃	〃	1,006	880
〃	54番1	〃	〃	605	90
奥州市江刺区玉里字高間ヶ岡	70番	〃	〃	949	170
〃	76番1	〃	〃	1,004	80
〃	87番	〃	〃	1,025	400
〃	98番1	〃	〃	1,016	420
〃	112番3	〃	〃	1,012	500
〃	115番1	〃	〃	995	380
〃	121番1	〃	〃	775	177.3
〃	135番1	〃	〃	976	400
奥州市江刺区玉里字中嶋	9番3	〃	〃	1,077	670
〃	10番1	〃	〃	1,014	520
〃	25番1	〃	〃	670	350
〃	86番1	〃	〃	746	190
〃	89番1	〃	〃	914	280
奥州市江刺区玉里字中野	8番3	〃	〃	316	30
〃	9番4	〃	〃	1,163	530
〃	18番1	〃	〃	972	650

〃	24番	〃	〃	2,197	510
奥州市江刺区玉里字柰ノ木谷地	9番5	〃	〃	987	350
〃	12番1	〃	〃	965	860
〃	28番2	〃	〃	2,077	760
〃	45番2	〃	〃	1,018	280
〃	92番2	〃	〃	1,097	630
〃	98番	〃	〃	2,073	600
〃	108番2	〃	〃	1,053	500
〃	119番2	〃	〃	876	350
〃	135番3	〃	〃	402	70
〃	144番2	〃	〃	1,031	580
〃	147番2	〃	〃	1,040	580
〃	175番1	〃	〃	919	410